

## 令和3年度 随意契約の公表(人権ふれあい部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和3年4月1日から令和3年9月30日までの随意契約

【人権ふれあい部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
人権政策課	人権啓発関係業務委託	令和3年4月1日	一般財団法人 八尾市人権協会	八尾市東本町三丁目 9番19号リバティ八尾 312号室	5,577,000円	長年にわたり広く人権啓発事業や人材育成に取り組んできた実績とその蓄積された知識・技術や人的ネットワークを有し、本市が多様な人権施策を推進していくための協力機関として位置づけている団体であり、本業務を委託するのに最も適しているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
人権政策課	八尾市人権啓発事業業務委託	令和3年4月1日	八尾市人権啓発推進協議会	八尾市本町一丁目1番1号	2,200,000円	人権尊重のまちづくりを進めるため、市内の各種団体及び全地区の地区福祉委員会で組織され、全市域を対象に活動している市民主体の団体であり、市民主体の取り組みを促進していくため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
人権政策課	男女共同参画・女性活躍の推進にかかる情報発信業務委託	令和3年4月1日	株式会社関西ぽど	大阪府東大阪市下小阪二丁目14番16号	990,000円	本業務は、令和2年4月1日付けで締結した「男女共同参画・女性活躍の推進」に関する協定に基づくものであり、当該事業者は関西において地域密着を強みにした課題解決事業を推進していることから八尾市の実情にも精通しており、当該事業者による業務委託を行うことで官民連携による効率的・効果的な情報発信が期待できることから、本業務を委託するのに最も適しているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
人権政策課	八尾市男女共同参画センター運営業務委託	令和3年4月1日	一般財団法人 大阪市男女共同参画のまち 創生協会	大阪市天王寺区上汐 五丁目6番25号	4,383,830円	本業務は、男女共同参画センターの受付管理運営業務だけでなく、啓発事業企画運営業務、女性相談業務、女性のための特設法律相談業務も含まれており、本業務に従事する者は、女性問題や男女共同参画の視点、カウンセリングのノウハウや経験を有していることなど、専門的な知識や経験等が求められる。 当該事業者は、受付管理運営及び啓発事業企画運営業務、女性相談業務について、他市における男女共同参画拠点施設の指定管理者として、長年にわたり事業を行うなど、実績が豊富であることから、本業務を委託するのに最も適しているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
人権政策課	八尾市男女共同参画センター「すみれ」における女性サポート事業運営業務委託	令和3年4月30日	一般財団法人 大阪市男女共同参画のまち 創生協会	大阪市天王寺区上汐 五丁目6番25号	2,887,500円	本業務は、コロナ禍において不安や困難を抱える女性に対し相談窓口等の周知を行い、関係課との連携により必要な支援につなげるものである。 当該事業者は、大阪市域において女性の社会参加・参画と自立を支援する事業や、女性に対する暴力防止事業等の自主事業やカウンセラー派遣業務等の受託事業を行うなど、活動実績が豊富である。 また、本事業を八尾市男女共同参画センター運営業務と一体的に実施することで、女性相談をはじめとする適切な相談窓口につなぐなど、効果的な展開が期待できることから、本業務を委託するのに最も適しているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
人権政策課	女性を対象とした 相談支援事業運営 業務委託	令和3年8月1日	一般財団法人 大阪市男女共 同参画のまち 創生協会	大阪市天王寺区上汐 五丁目6番25号	1,353,000円	本業務は、コロナ禍による女性の不安を払拭し、社会での活躍を後押しするための相談支援事業である。 当該事業者は、大阪市域において女性の社会参加・参画と自立を支援する事業や、女性に対する暴力防止事業等の自主事業やカウンセラー派遣業務等の受託事業を行うなど、活動実績が豊富である。また、本事業を八尾市男女共同参画センター運営業務と一体的に実施することで、センターを拠点とした総合的な男女共同参画施策の展開が期待できることから、本業務を委託するのに最も適しているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
人権政策課	八尾市外国人相談 窓口運営業務委託	令和3年4月1日	公益財団法人 八尾市国際交 流センター	八尾市旭ヶ丘五丁目 85番地の16	17,114,000円	当該センターは、従来から国際理解や外国人相談を行っており、市の外郭団体として、本市の多文化共生施策を推進していく役割を担っており、これまでも、基幹窓口の運営を含めて、本市の外国人相談の中心的な役割を果たしていることから、本業務を委託するのに最も適しているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
人権政策課	外国人市民情報提 供事業委託	令和3年4月1日	一般財団法人 八尾市人権協 会	八尾市東本町三丁目 9番19号リバティ八尾 312号	6,374,500円	当該協会は、①本市の人権施策を推進する上での協力機関として、外国人市民の人権問題などさまざまな人権課題に関わる啓発活動の実績があり、知識やノウハウを有している②広範な分野や地域でのこれまでの活動実績から、幅広い視点で、情報誌の作成に取り組むことが見込まれる③生活や就労などの相談事業を通じて、外国人市民の生活や課題を把握できる④構成員には、外国人市民団体も含まれており、外国人市民の立場で地域で抱える問題を理解・把握できることから、本業務を委託するのに最も適しているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
安中人権コミセン	清掃及び施解錠業務委託契約	令和3年4月1日	公益社団法人 八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10番32号	単価契約 (年間見込額) 1,725,000円	高齢者の雇用と活動の促進を図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
安中人権コミセン	ポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理委託	令和3年6月30日	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	北九州市若松区響町一丁目62番24	246,400円	本事業者のみが処理能力がある施設を有しているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
コミュニティ政策推進課	回覧文書等配布業務	令和3年4月1日	八尾市自治振興委員会	八尾市本町一丁目1番1号	8,187,300円	ポスターの掲示、ちらしの回覧及び印刷物の配布等による市政情報を幅広く配布する業務については、町会(自治会)の全市域的組織を活用したほうが迅速かつ効率的に遂行できることから、八尾市自治振興委員会に業務委託することが最も適切であると考えられるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
コミュニティ政策推進課	八尾市民憲章の啓発及び実践活動に関する業務	令和3年4月1日	八尾市市民憲章推進協議会	八尾市本町一丁目1番1号	950,000円	本件業務については、各種団体で構成され、同憲章の普及・啓発活動に取り組まれている同協議会に委託した方が効率的・効果的に遂行できること及び昭和48年3月からの長きに渡る業務遂行できることから、同協議会に業務委託することが最も適切であると考えられるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
コミュニティ政策推進課	無料法律相談業務	令和3年4月1日	大阪弁護士会	大阪市北区西天満一丁目12番5号	3,717,790円	本委託業務は法律の専門家である弁護士に相談する機会を提供することから、大阪府内に事務所を置くすべての弁護士が入会している大阪弁護士会に依頼するのが適当であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
コミュニティ政策推進課	八尾市市民活動支援ネットワークセンター運営業務委託契約	令和3年4月1日	特定非営利活動法人やお市民活動ネットワーク	八尾市緑ヶ丘五丁目133番地の3	36,652,000円 (年額9,163,000円)	本委託業務については、八尾市市民活動支援ネットワークセンター運営業務委託事業者の選定に係る八尾市公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会において、公平かつ厳正に選定された優先交渉権者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
龍華出張所	八尾市立龍華コミュニティセンター昇降機保守点検業務委託契約	令和3年4月1日	株式会社日立ビルシステム関西支社	大阪市北区堂島浜一丁目2番1号	1,597,200円	昇降機という精密機械の構造上、昇降機の施工業者による保守点検が必要であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
龍華出張所	八尾市立龍華コミュニティセンター駐輪場管理等業務委託契約	令和3年4月1日	公益社団法人八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10番32号	単価契約 (年間見込額) 3,101,139円	高齢者等の雇用の安定等に関する法律等41条第2項に規定するシルバー人材センターから役務の提供を受ける(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
龍華出張所	八尾市立龍華コミュニティセンターフラップ式駐車場機器保守点検業務委託契約	令和3年4月1日	アマノ株式会社東大阪支店	東大阪市長田東一丁目6番21号	561,000円	当該装置は同社が製作した装置であり、同社でないと保守ができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
大正出張所	八尾市立大正コミュニティセンター昇降機保守点検業務	令和3年4月1日	東芝エレベーター株式会社関西支社	大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号あべのハルカス30階	2,065,800円	委託先である同社は、大正コミュニティセンターに設置された昇降機の製造及び納入者であるため、同昇降機の細部にわたり熟知しており、また、修理・交換等に必要部品の調達も速やかに行うことが可能である。このため、当該昇降機が常に安全かつ円滑に稼働するよう入念に点検を行うことが可能であり、突然の事故・故障発生時においても、迅速かつ確かな対応が見込めるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
山本出張所	八尾市立山本コミュニティセンターエレベータ保守点検業務委託	令和3年4月1日	株式会社日立ビルシステム関西支社	大阪市北区堂島浜一丁目2番1号 新ダイビル5階	924,000円	委託先である同社は、八尾市立山本コミュニティセンターに設置されたエレベータの製造及び納入者であるため、同エレベータの細部にわたり熟知しており、また、修理・交換等に必要な部品の調達も速やかに行うことが可能である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
山本出張所	八尾市立山本コミュニティセンター駐車場等管理業務及び駐車場使用料徴収事務委託	令和3年4月1日	公益社団法人八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10番32号	単価契約 (年間見込額) 12,910,482円	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に規定するシルバー人材センターから役務の提供を受ける契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
竹淵出張所	八尾市立竹淵コミュニティセンターエレベーター保守点検業務委託	令和3年4月1日	フジテック株式会社 近畿統括本部	茨木市庄一丁目28番10号	686,400円	当該装置は同社が製作した装置であり、同社でないと保守ができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
志紀出張所	八尾市立志紀コミュニティセンター昇降機保守点検業務	令和3年4月1日	フジテック株式会社 近畿統括本部	茨木市庄一丁目28番10号	722,040円	昇降機という精密機械の構造上、昇降機の施工業者による保守点検が必要であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民課	国民年金システムの運用保守業務委託	令和3年4月1日	富士通Japan株式会社 関西支社	大阪市北区梅田三丁目3番10号	6,864,000円	国民年金システムの運用保守業務は、同システムの設計開発業者であり、システムの内容を熟知し、現在、システム運用保守を実施している富士通Japan株式会社以外では実施できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
市民課	令和3年度住基ネット運用支援作業委託	令和3年4月1日	富士通Japan株式会社 関西支社	大阪市北区梅田三丁目3番10号	7,273,200円	本市住基ネットワークシステムは富士通Japan株式会社において開発されたものであり、そのシステム内容については同社が熟知している。また、平成14年8月以降の運用支援も同社に依頼しており、経験の蓄積があり、今後の住基ネットワークの安定的かつ継続的な運用や、有事の際の的確・迅速な対応が可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民課	八尾市住民基本台帳関係システム運用保守業務委託	令和3年4月1日	富士通Japan株式会社 関西支社	大阪市北区梅田三丁目3番10号	12,354,540円	富士通Japan株式会社は本市の住民基本台帳システムの構築業者であり、サーバ、端末、ネットワーク環境も含めたシステム環境について熟知している。障害発生時の迅速な対応も含め、運用保守業務については富士通Japan株式会社しか対応できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民課	八尾市戸籍総合情報システムクラウドサービス利用	令和3年4月1日	富士通Japan株式会社 関西支社	大阪市北区梅田三丁目3番10号	6,733,056円	戸籍総合情報システムの開発・更新及びクラウド化を行い、システムの利用環境を構築した富士通Japan株式会社のみ本サービスを提供可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民課	証明書コンビニ交付システムサービス利用	令和3年4月1日	富士通Japan株式会社 関西支社	大阪市北区梅田三丁目3番10号	7,194,000円	証明書コンビニ交付システムサービスは、既存の証明書コンビニ交付システムにおける業務であるため、当システムの開発及び保守業者である富士通Japan株式会社でしか対応することができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民課	マイナンバーカード交付予約管理システムサービス利用	令和3年4月1日	行政システム株式会社 大阪支店	大阪市淀川区宮原四丁目1番6号	3,300,000円	行政システム株式会社はマイナンバーカード交付予約管理システムの開発業者であり、保守も含めた一元的な管理運営が可能となる唯一の業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
市民課	証明書等自動交付サービス契約	令和3年4月1日	地方公共団体情報システム機構	東京都千代田区一番町25番地	4,787,037円	地方公共団体情報システム機構が証明書コンビニ交付にかかる一連のサービスを提供する唯一の機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民課	証明書等自動交付サービス契約	令和3年4月1日	地方公共団体情報システム機構	東京都千代田区一番町25番地	単価契約 (年間見込額) 4,622,904円	地方公共団体情報システム機構が証明書コンビニ交付にかかる一連のサービスを提供する唯一の機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民課	対面型セミセルフPOSレジ(QT-20)の保守点検業務委託契約	令和3年4月1日	東芝テック株式会社 関西支社	大阪市淀川区宮原四丁目1番6号	514,800円	当該機器等一式については、令和2年度において一般競争入札により落札した東芝テック株式会社と導入委託契約を締結しており、設定等を当該事業者において全て実施していることから、保守についても委託することが最も適切であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民課	税制改正に係る国民年金システム改修業務委託	令和3年4月12日	富士通Japan株式会社 関西支社	大阪市北区梅田三丁目3番10号	2,908,400円	国民年金システムの運用保守業務は、同システムの設計開発業者であり、システムの内容を熟知し、現在、システム運用保守を実施している富士通Japan株式会社以外では実施できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
市民課	証明書コンビニ交付システム改修作業委託	令和3年6月11日	富士通Japan株式会社 関西支社	大阪市北区梅田三丁目3番10号	3,906,320円	富士通Japan株式会社は証明書コンビニ交付の構築業者であり、サーバ、端末、ネットワーク環境も含めたシステム環境について熟知している。本改修作業については機器更改後サーバへの接続、設定作業等が必要となり、障害発生時の迅速な対応も含め、安全・確実な作業は富士通Japan株式会社でしか対応することができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民課	デジタル手続法公布に係る住民基本台帳システム等改修作業委託契約	令和3年6月30日	富士通Japan株式会社 関西支社	大阪市北区梅田三丁目3番10号	5,489,000円	本改修作業は、住民基本台帳システム等へのアプリケーションやセキュリティパッチの適用作業、これらに付随するバックアップ処理や適用後の検証作業等、広範囲に及ぶ。障害発生時の迅速な対応も含め、システムの開発、運用保守業者である富士通Japan株式会社でしか安全・確実な作業が履行できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民課	窓口支援システム運用支援作業委託契約	令和3年7月1日	富士通Japan株式会社	大阪府中央区城見二丁目2番6号	4,933,500円	富士通Japan株式会社は窓口支援システムの開発業者であり、保守管理や資産の適用、障害発生時の対応等においてはシステムに精通した開発業者でしか迅速かつ安全確実な作業が履行できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)